

平成20年12月26日  
消 防 庁

**特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準(案)、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する告示(案)に対する意見募集の結果**

消防庁では、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準(案)、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する告示(案)について、平成20年11月13日から平成20年12月12日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、15件の御意見をいただきました。  
いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

**1 背景**

平成19年6月の消防法施行令等の一部改正により、新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた小規模福祉施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備(配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備)の設置が新たに認められたところであり、これに用いる配管等や加圧送水装置に求められる性能等の基準等を新たに定めるものです。

また、上記政令改正により火災報知設備の設置が義務付けられた同種の小規模福祉施設で500㎡未満のものに用いる火災通報装置(押しボタンを操作して電話回線(119番)により消防機関に通報を行う装置)の技術基準を新たに定めるものです。

**2 意見募集の結果**

上記の告示案について、平成20年11月13日から平成20年12月12日までの間、意見を募集したところ、15件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

**3 告示の公布等**

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示第27号)、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示(平成20年消防庁告示第28号)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第29号)を平成20年12月26日に公布しました。(一部を除き、平成21年4月1日から施行)



(事務連絡先) 総務省消防庁予防課  
(担当: 森川補佐、荒川事務官)  
TEL 03-5253-7523 (直通)  
FAX 03-5253-7533

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示及び火災通報装置の基準の一部を改正する件について

平成20年12月  
消防庁予防課

## 1 改正理由

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により平成19年6月に消防法施行令等の一部改正が行われた。当該改正により、新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられた小規模福祉施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が認められたところであり、これに用いる配管等や加圧送水装置に求められる性能等の基準を新たに定める必要がある。これと併せて、加圧送水装置については、近年の技術開発等を踏まえ、従来と異なる方式のもの等に対応した基準を新たに定める必要がある。

また、上記政令改正により、同種の小規模福祉施設で500㎡未満のものについて、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務づけられたが、当該施設における円滑な通報連絡等の観点から、当該施設に用いる火災通報装置（押しボタンを操作して電話回線（119番）により消防機関に通報を行う装置）の技術基準を新たに定める必要がある。

これら事項等を踏まえ、消防庁告示の制定及び一部改正を行うこととする。

## 2 改正内容

### （1）特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準の制定について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第66号）による改正後の消防法施行規則第14条第1項第10号ハの規定に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準を制定する。

- ① 従来のスプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類のほか、水道法令に適合するもの（火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるものを除く。）を用いることができることとする。
- ② 配管又はバルブ類と当該管継手の材質について、同種のものに限定しないこととする（例えば、合成樹脂製の配管を金属製の管継手で接続可）。

### （2）加圧送水装置の基準の一部改正について

- ① 圧力水槽方式（水槽に加えられた圧力を利用して送水を行う方式）の加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水する加圧送水装置について、所定の放水圧力及び放水量を得るために必要な圧力及び量

の加圧用ガスを設けることとする。

- ② ポンプ方式の加圧送水装置について、ポンプの材質・継手に関する規格、放水性能、耐圧力、原動機及び表示について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものに関する規定を整備する。
  - ③ 付属装置等のうち、インバータ回路を有する制御盤について、その周波数制御に関する機能等を定めるとともに、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける補助水槽について、当該水槽への水の補給及び当該水槽からポンプへの水の供給に関する機能等を定める。
  - ④ その他所要の規定を整備する。
- (3) 火災通報装置の基準の一部改正について
- ① 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満のものに用いることができる火災通報装置について、ハンズフリー通話(スピーカー及びマイクを用いて送受話器を取り上げることなく通話ができる機能)の機能を有するものに関する基準を定める。
  - ② その他所要の規定を整備する。

### 3 施行期日

平成21年4月1日施行。ただし、加圧用ガスを用いる圧力水槽方式の加圧送水装置及び加圧送水装置の制御盤に係る規定は、公布の日施行。

○消防庁告示第二十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第十号ハの規定に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準を次のとおり定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準は、次のとおりとする。

一 配管は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条第一項第六号ニの規定に準じて設けること。

二 管継手は、規則第十二条第一項第六号ホの規定に準じて設けること。この場合において、同号ホ(イ)中「管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と、同号ホ(ロ)中「管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と読み替えるものとする。

三 バルブ類は、規則第十二条第一項第六号トの規定に準じて設けること。

四 前三号の規定にかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であつて、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条に規定する基準によることができる。

#### 附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

加圧送水装置の基準の一部を改正する告示

第一条 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

第四に次の一号を加える。

六 加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水するものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な量の加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。

第六第一号中(七)を(八)とし、(三)から(六)までを(四)から(七)までとし、(二)の次に次のように加える。

(三) インバータ方式の制御盤にあつては、次によること。

イ 電動機の回転速度を切り替える際に、電動機の運転及び接続されている発電機その他の設備の

機能に支障を生じないよう措置されていること。

ロ 電動機の回転速度は、定格回転速度を超えないこと。

ハ 制御盤の回路を保護するための装置の作動により、加圧送水装置の機能に支障を生じないよう措置されていること。

第二条 加圧送水装置の基準の一部を次のように改正する。

第二第四号中「電動機」を「電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）」に改め、「以下「付属装置等」」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」」に改める。

第五第一号(六)中「フランジ継手」を「継手」に改め、「B二二三八（鋼製管フランジ通則）又はB二二三九（鑄鉄製管フランジ通則）」を「B二二二〇（鋼製管フランジ）又はB二二三九（鑄鉄製管フランジ）」に改め、「適合するもの」の下に「（特定水道連結型スプリンクラー設備にあつては、JIS B二二

二〇（鋼製管フランジ）、B二二三九（鑄鉄製管フランジ）、B二三〇一（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）、B二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するもの」を加え、同第二号(一)の表を次のように改める。

部品の種類	材料
ポンプ本体及び羽根車	JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるもの	JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
	JISG五一二一（ステンレス鋼鑄鋼品）
	JISG五五〇一（ねずみ鑄鉄品）のFC一五〇
	JISG五五〇二（球状黒鉛鑄鉄品）
	JISH五一二〇（銅及び銅合金鑄物）のCAC四〇六
	JISH五一二一（銅合金連続鑄造鑄物）
	JISH五二〇二（アルミニウム合金鑄物）
	JISH五三〇二（アルミニウム合金ダイカスト）

	主軸
その他のもの	<p>特定施設水道連 結型スプリンク ラー設備に用い るもの</p>
<p>J I S G 四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） J I S G 四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） J I S G 五五〇一（ねずみ鉄品）の F C 一五〇 J I S H 五一二〇（銅及び銅合金铸件）の C A C 四〇六</p>	<p>J I S G 四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） J I S G 四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材） J I S G 四三〇三（ステンレス鋼棒）の S U S 三〇四、S U S 四 〇三、S U S 四二〇 J 一又は S U S 四二〇 J 二</p> <p>ただし、スリーブ付きのものにあつては J I S G 四〇五一（機械 構造用炭素鋼鋼材）の S 三〇 C</p>
その他のもの	<p>J I S G 四三〇三（ステンレス鋼棒）の S U S 三〇四、S U S 四 〇三、S U S 四二〇 J 一又は S U S 四二〇 J 二</p>

ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG4051（機械  
構造用炭素鋼鋼材）のS30C

第五第三号中「の試験及び検査方法」を「試験方法」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、(二)から(四)までの規定は、適用しない。

第五第三号(一)に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、ロ及びハの規定は、適用しない。

第五第三号(一)イ中「百十パーセント以下」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、百パーセント以上百二十五パーセント以下）」を加え、同第四号中「締切全揚程」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては定格全揚程、それ以外のものにあつては締切全揚程」に改め、「圧力をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同第五号(一)ト中「JIS C 4004（回転電気機

械通則)」を「J I S C 四〇三四―一(回轉電気機械―第一部:定格及び特性)、C 四〇三四―五(回轉電気機械―第五部:外被構造による保護方式の分類)及びC 四〇三四―六(回轉電気機械―第六部:冷却方式による分類)」に改め、同号(二)ロに次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、この限りでない。

第五第五号の次に次の一号を加える。

#### 五の二 内燃機関

内燃機関は、次に定めるところによること。

(一) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、四十秒以内であること。

(三) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に五秒の間隔を置いて十秒の始動を三回以上行うことができない容量のものを用い、常時充電可能な充電器を設けること。

(四) 燃料タンクは、次に適合するものであること。

イ 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

ロ ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有するものとするほか、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定によること。

ハ 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態で三十分以上運転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認することができる構造とすること。

第五第六号中「及び電動機」を「電動機及び内燃機関」に改め、同号(一)のイからチまで以外の部分中「ポンプ」を「ポンプにあつては、次に掲げる事項」に改め、同号(二)のイからリまで以外の部分中「電動機」を「電動機にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となっているものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）」に改め、同号(三)を次のように改める。

(三) 内燃機関にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となっているものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ 製造者名又は商標

ロ 品名及び型式記号

ハ 製造年及び製造番号

ニ 燃料の種類及び容量

第六各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

第六第一号(六)イ中「電動機」の下に「又は内燃機関」を加え、同(七)中「端子」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる制御盤にあつては、ロを除く。）」を加える。

第六に次の一号を加える。

十 補助水槽

補助水槽は、次に定めるところによること。

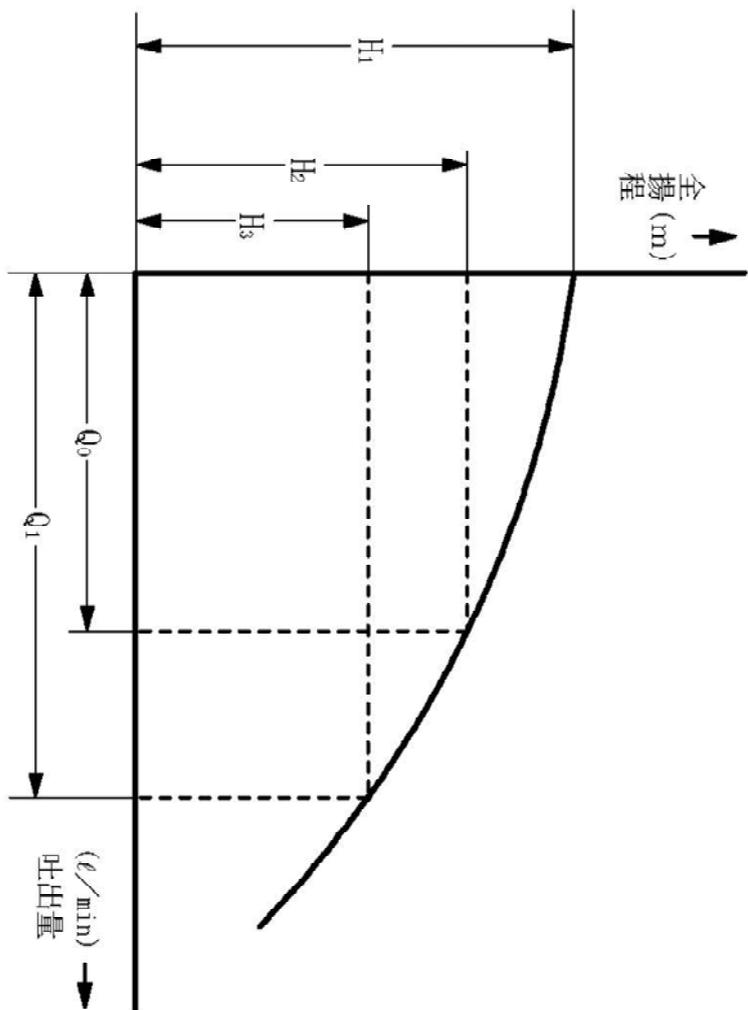
(一) 補助水槽には、減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(二) 補助水槽は、ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

別図第一を次のように改める。

別図第 1 揚程曲線図

- $Q_0$ : 定格吐出量 ( $\ell/\text{min}$ )
- $Q_1$ :  $Q_0$  の 150% 吐出量 ( $\ell/\text{min}$ )
- $H_1$ : 縮切全揚程 (m)
- $H_2$ :  $Q_0$  における性能曲線上の全揚程 (m)
- $H_3$ :  $Q_1$  における性能曲線上の全揚程 (m)



## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

加圧送水装置の基準の一部を改正する件新旧対照表（第一条関係）

○ 加圧送水装置の基準（平成九年六月三十日消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第四 圧力水槽方式の加圧送水装置</p> <p>圧力水槽方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水するものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な量の加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。</p> <p>第六 付属装置等</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。</p> <p>一 制御盤</p> <p>制御盤は、次に定めるところによること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p> <p>(三) インバータ方式の制御盤にあつては、次によること。</p> <p>イ 電動機の回転速度を切り替える際に、電動機の運転及び接続されている発電機その他の設備の機能に支障を生じないように措置されていること。</p> <p>ロ 電動機の回転速度は、定格回転速度を超えないこと。</p>	<p>第四 圧力水槽方式の加圧送水装置</p> <p>圧力水槽方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第六 付属装置等</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。</p> <p>一 制御盤</p> <p>制御盤は、次に定めるところによること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p>

ハ 制御盤の回路を保護するための装置の作動により、加圧送水装置の機能に支障を生じないよう措置されていること。

- (四) (略)
  - (五) (略)
  - (六) (略)
  - (七) (略)
  - (八) (略)
- 二  
九 (略)

- (三) (略)
  - (四) (略)
  - (五) (略)
  - (六) (略)
  - (七) (略)
- 二  
九 (略)

加圧送水装置の基準の一部を改正する件新旧対照表（第二条関係）

○ 加圧送水装置の基準（平成九年六月三十日消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五～十一 （略）</p>	<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機</p> <p>並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五～十一 （略）</p>

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手

は、J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一

項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B二二二〇(鋼製管フラ

ンジ) 又は B二二三九(鑄鉄製管フランジ) に適合する

もの(特定水道連結型スプリンクラー設備にあっては、J I S B

二二二二〇(鋼製管フランジ)、B二二三九(鑄鉄製管フラン

ジ)、B二三〇一(ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手)、B二三〇二

(ねじ込み式鋼管製管継手) 又は B二三〇八(ステンレス鋼製ね

じ込み式継手) に適合するものであること。

(七)～(九) (略)

二 ポンプの材質

ポンプの材質は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) 次の表の上欄に掲げる部品の種類に応じ、それぞれ同表下欄に

定める材料

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられるフランジ継手は、J I S

(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一

項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B二二三八(鋼製管フラ

ンジ通則) 又は B二二三九(鑄鉄製管フランジ通則) に適合する

もの

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

であること。

(七)～(九) (略)

二 ポンプの材質

ポンプの材質は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) 次の表の上欄に掲げる部品の種類に応じ、それぞれ同表下欄に

定める材料

部品の種類	材	料
ポンプ本体及び羽根車	特定施設水道連結型スプリンクラ I設備に用いるもの	JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五二二一（ステンレス鋼鋳鋼品） JISG五五〇一（ねずみ鉄品）のFC一五〇
その他もの		JISG五五〇二（球状黒鉛鉄品） JISG五二二〇（銅及び銅合金鋳物）のCA四〇六 JISG五二二一（銅合金連続鋳造物） JISG五二〇二（アルミニウム合金鋳物） JISG五三〇二（アルミニウム合金ダイカスト） JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五五〇一（ねずみ鉄品）のFC一五〇 JISG五二二〇（銅及び銅合金鋳物）のCA四〇六

部品の種類	材	料
ポンプ本体及び羽根車		JISG五五〇一（ねずみ鉄品）の二種 JISG五二二〇（銅及び銅合金鋳物）の六種 JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

主軸	
特定施設 設水道 連結型 スプリ ンクラ ー設備 に用い るもの	その他 のもの
JISG4052(焼入性を保証した構造用鋼材(H鋼)) JISG4053(機械構造用合金鋼鋼材) JISG4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J1又はSUS420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C	JISG4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J1又はSUS420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C

(二) (三) (略)

三 ポンプの放水性能

ポンプの放水性能は、JISB8301(遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ―試験方法)及びJISB8302(ポンプ吐出し量測定方法)に定める方法により試験を行った場合において、次に定めるところによること。ただし、特定施設水道連結型

主軸
JISG4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J1又はSUS420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C

(二) (三) (略)

三 ポンプの放水性能

ポンプの放水性能は、JISB8301(遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプの試験及び検査方法)及びJISB8302(ポンプ吐出し量測定方法)に定める方法により試験を行った場合において、次に定めるところによること。

スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、(二)から(四)までの規定は、適用しない。

(一) ポンプの吐出量及び全揚程は、当該ポンプについて別図第一の例により作成した揚程曲線（以下「揚程曲線」という。）上において、次に適合するものであること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、ロ及びハの規定は、適用しない。

イ 当該ポンプに表示されている吐出量（以下「定格吐出量」という。）における揚程曲線上の全揚程は、当該ポンプに表示されている全揚程（以下「定格全揚程」という。）の百パーセント以上百十パーセント以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、百パーセント以上百二十五パーセント以下）であること。

ロ・ハ（略）

(二)～(五)（略）

#### 四 ポンプの耐圧力

ポンプ本体は、最高吐出圧力（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては定格全揚程、それ以外のものにあつては縮切全揚程に最高押込圧力を加えた圧力をいう。以下同じ。）の一・五倍の圧力を三分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。

#### 五 電動機

(一) ポンプの吐出量及び全揚程は、当該ポンプについて別図第一の例により作成した揚程曲線（以下「揚程曲線」という。）上において、次に適合するものであること。

イ 当該ポンプに表示されている吐出量（以下「定格吐出量」という。）における揚程曲線上の全揚程は、当該ポンプに表示されている全揚程（以下「定格全揚程」という。）の百パーセント以上百十パーセント以下

であること。

ロ・ハ（略）

(二)～(五)（略）

#### 四 ポンプの耐圧力

ポンプ本体は、最高吐出圧力（縮切全揚程に最高押込圧力を加えた圧力をいう。以下同じ。）の一・五倍の圧力を三分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。

#### 五 電動機

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

(一) 電動機の構造

イ～へ (略)

ト イからへまでに規定するほか、ポンプの電動機は、JIS C 四〇三四―一(回転電気機械―第一部:定格及び特性)、C 四〇三四―五(回転電気機械―第五部:外被構造による保護方式の分類)及びC 四〇三四―六(回転電気機械―第六部:冷却方式による分類)に適合するものであること。

(二) 電動機の機能

イ (略)

ロ 電動機は、定格出力で連続運転した場合及び定格出力の百十パーセントの出力で一時間運転した場合において機能に異常が生じないものであること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、この限りでない。

(三)・(四) (略)

五の二 内燃機関

内燃機関は、次に定めるところによること。

(一) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、四十秒以内であること。

(三) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に五秒の間隔を置

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

(一) 電動機の構造

イ～へ (略)

ト イからへまでに規定するほか、ポンプの電動機は、JIS C 四〇〇四(回転電気機械通則)に適合するものであること。

(二) 電動機の機能

イ (略)

ロ 電動機は、定格出力で連続運転した場合及び定格出力の百十パーセントの出力で一時間運転した場合において機能に異常が生じないものであること。

(三)・(四) (略)

いて十秒の始動を三回以上行うことができる容量のものを用い、  
常時充電可能な充電器を設けること。

(四) 燃料タンクは、次に適合するものであること。

イ 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を  
有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

ロ ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を  
有するものとするほか、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第  
二百四号）の規定によること。

ハ 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態で三十分以上運  
転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認  
することができる構造とすること。

#### 六 表示

ポンプ、電動機及び内燃機関には、次に掲げる事項を見やすい箇  
所に容易に消えないように表示すること。

(一) ポンプにあつては、次に掲げる事項

イ しくチ (略)

(二) 電動機にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となつてい  
るものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ しくリ (略)

(三) 内燃機関にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となつて  
いるものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ 製造者名又は商標

#### 六 表示

ポンプ及び電動機 には、次に掲げる事項を見やすい箇  
所に容易に消えないように表示すること。

(一) ポンプ

イ しくチ (略)

(二) 電動機

イ しくリ (略)

(三) ポンプ及び電動機が一体となっているものにあつては、(一)及び  
(二)の表示を一括して行うことができる。

ロ 品名及び型式記号

ハ 製造年及び製造番号

ニ 燃料の種類及び容量

第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 電動機又は内燃機関を直接操作することのできる起動用スイッチ及び停止用スイッチ

ロ～ニ (略)

(七) 制御盤には、次に掲げる端子（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる制御盤にあつては、ロを除く。）を設けること。

イ～ハ (略)

(ハ) (略)

二〇九 (略)

第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。

一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 電動機を直接操作することのできる起動用スイッチ及び停止用スイッチ

ロ～ニ (略)

(七) 制御盤には、次に掲げる端子を設けること。

イ～ハ (略)

(ハ) (略)

二〇九 (略)

---

十| 補助水槽

補助水槽は、次に定めるところによること。

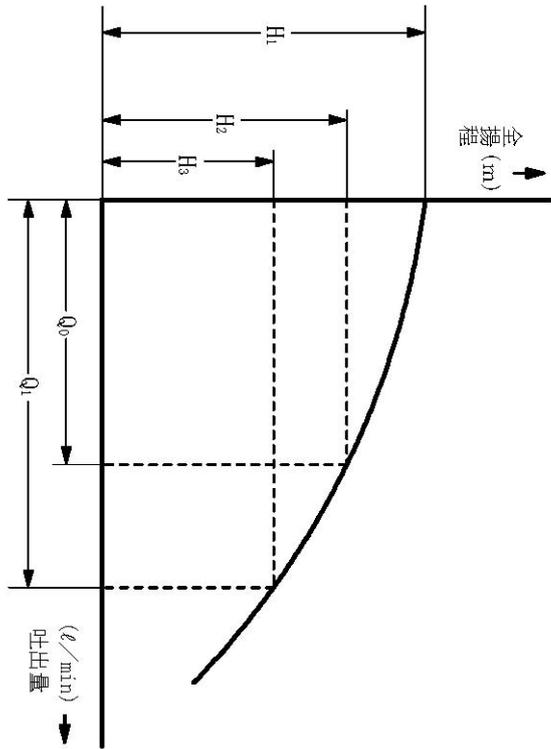
(一)| 補助水槽には、減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(二)| 補助水槽は、ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

---

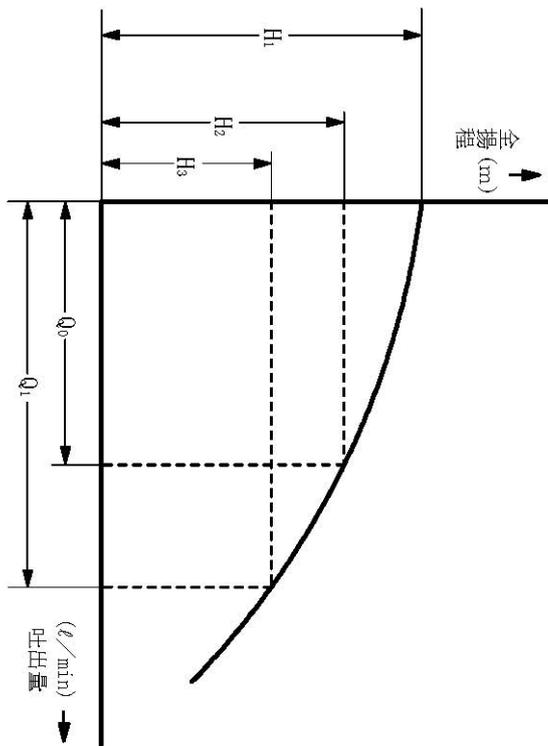
別図第 1 揚程曲線図

- Q<sub>0</sub>: 定格吐出量 (ℓ/min)
- Q<sub>1</sub>: Q<sub>0</sub>の150%吐出量 (ℓ/min)
- H<sub>1</sub>: 締切全揚程 (m)
- H<sub>2</sub>: Q<sub>0</sub>における性能曲線上の全揚程 (m)
- H<sub>3</sub>: Q<sub>1</sub>における性能曲線上の全揚程 (m)



別図第 1 揚程曲線図

- Q<sub>0</sub>: 定格吐出量 (ℓ/min)
- Q<sub>1</sub>: Q<sub>0</sub>の150%吐出量 (ℓ/min)
- H<sub>0</sub>: 定格全揚程 (m)
- H<sub>1</sub>: 締切全揚程 (m)
- H<sub>2</sub>: Q<sub>0</sub>における性能曲線上の全揚程 (m)
- H<sub>3</sub>: Q<sub>1</sub>における性能曲線上の全揚程 (m)



$$1.0 \leq \frac{H_2}{H_0} \leq 1.1$$

$$\frac{H_3}{H_2} \geq 0.65$$

$$\frac{H_1}{H_2} \leq 1.4$$

○消防庁告示第二十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第二に次の一号を加える。

五 ハンズフリー通話機能 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能をいう。

第三第四号中「ものであること。また、蓄積音声情報の送出手は、常に冒頭から始まること。」を「こととし、蓄積音声情報の送出手は、常に冒頭から始まること。ただし、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、この限りでない。」に改める。

第三第八号に次のただし書を加える。

ただし、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号

（）別表第一(六)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものに限る。  
以下「特定火災通報装置」という。）にあつては、この限りでない。

第三第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

- (一) 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切替わることとする事。
- (二) 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
- (三) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

第三第十六号(一)に次のように加える。

チ 特定火災通報装置にあつては、特定火災通報装置である旨

## 附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○ 火災通報装置の基準 (平成八年消防庁告示第一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 用語の定義</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五  ハンズフリー通話機能 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能をいう。</p> <p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されることとし、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。ただし、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、この限りでない。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 通話機能等は、次によること。ただし、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置(消防法施行令(昭和三十六年政令第百三十七号)別表第一(六)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものに限る。以下「特定火災通報装置」という。)にあつては、この限りでない。</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 用語の定義</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されるものであること。また、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 通話機能等は、次によること。</p>

(一) (三) (略)

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(一) 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切替わることとする。

(二) 蓄積音声情報送中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

(三) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九〇十五 (略)

十六 表示は、次によること。

(一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イクト (略)

チ 特定火災通報装置にあつては、特定火災通報装置である旨

(二) (略)

(一) (三) (略)

九〇十五 (略)

十六 表示は、次によること。

(一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イクト (略)

(二) (略)